

ホームページの「会員からのお知らせ」の掲載基準

第1条 この基準は、金沢エコ推進事業者ネットワークのホームページのうち、「会員からのお知らせ」に掲載する情報の内容等について、必要な事項を定めるものとする。

第2条 「会員からのお知らせ」に掲載できる情報は、金沢エコ推進事業者ネットワークの会員（会社法第2条第3号及び同条第4号に規定する会社を含む。（以下「会員」という。））が主体となって行うもの（会員が会員以外の事業者・団体等と共同で行うものを含む。）でなければならない。

第3条 「会員からのお知らせ」に掲載できる情報の内容は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1） 公的機関を相手方とした環境保全に関する協定の締結
- （2） 事業活動に関連して発生する環境負荷を低減させるための計画の策定、認証等
- （3） 事業活動から発生する環境負荷低減に資する新エネルギー、省エネルギー等の設備・システムの導入
- （4） 環境保全活動に資する活動の実施又は活動を行っている団体、企業等への支援
- （5） 製造・流通・使用・廃棄の過程で、環境に与える負荷の少ない商品又はサービスの製造、販売
- （6） 環境保全に関する普及啓発事業の実施
- （7） 環境負荷の低減、環境保全に関する取り組み等についての結果の公表
- （8） 第1号から第7号に掲げるものに準じた内容であり、代表運営委員が掲載することが適当であると認めたもの

第4条 「会員からのお知らせ」に掲載する期間は、掲載した日から3ヶ月間とする。ただし、イベント、講演会等期日を経過した場合に、情報の価値がなくなるものについては当該期日までを掲載期間とする。

第5条 「会員からのお知らせ」のうちトップページ中に掲載できる範囲は、会員名と題名のみとし、その行数は3行までとする。ただし、第3条第6号に係るものについては、日時、場所についての情報をこれに追加することができる。

第6条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。